

伊那市外部公益通報に係る処理体制について

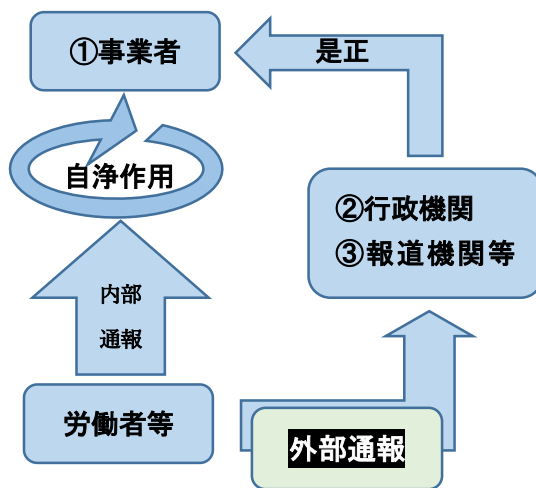
令和8年3月 伊那市生活環境課

公益通報者保護法に基づき、事業者等の法令違反行為を伊那市が通報を受ける際に、通報者の安心安全と不利益な扱いを受けないように適切に対応するため、伊那市外部公益通報に関する要綱を定める。

1 外部公益通報

通報者が知り得た事業運営上等の違反行為又は不当な行為に対し、是正又は防止のための外部の労働者等からの公益通報。

(1) 通報先と保護の条件



【保護の条件】

- ①事業者（内部通報）
不正があると思料すること
- ②行政機関
不正があると思料するに足りる相当の理由があること、又は、不正があると思料し氏名などを記載した書面を提出すること
- ③報道機関等
不正があると思料するに足りる相当の理由があること、又は、生命・身体への危害、財産への重大な損害が発生する事由があること など

(2) 公益通報

- 労働者・退職者・役員が
- 不正の目的ではなく
- 勤務先における
- 刑事罰・過料の対象になる不正を
- 通報すること

(3) 保護の内容

- 解雇は無効
- 降格・減給その他の不正利益な取扱は禁止
- 損害賠償請求の制限
- 公益通報をしたことを理由として解雇や降格・減給をされた者は、裁判で争うことができる

2 外部公益通報相談窓口の設置

伊那市消費生活センターにおいて外部の労働者等からの公益通報の受付・相談に応じる。

所管課：生活環境課 従事者：消費生活係長 消費生活相談員

- ①受け付けた外部公益通報を処分又は勧告等の権限を有する所管課へ引き継ぐ
- ②伊那市が処分又は権限を有しない場合は、権限を有する行政機関を教示し通報を促す

※消費者庁の公益通報者保護法を踏まえて地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）による（抜粋）

2. 通報対応の在り方

(2) 通報受付窓口の設置

- ② 人員、予算等の制約により専用の通報窓口又は相談窓口を設置することが困難な地方公共団体あつては、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意した上で、当該地方公共団体に設置された総合窓口、公聴窓口、消費生活センター又は消費生活相談窓口等を通報窓口又は相談窓口として活用することができる。